

# スクーバダイビング関係の事業を なさっている方へ

—スクーバダイビング用の空気タンクには、高圧ガス保安法が適用されます。—

## 1. 空気が充てんされたタンクを充てん業者からレンタルして、利用者に貸し出す事業を行う場合

- ① 空気が充てんされたスクーバダイビング用タンクを貸し出す事業を行う場合には、高圧ガス保安法により、事前に高圧ガスの販売事業の届出を都道府県知事に行う必要があります。(届出の様式や記入要領等については、各都道府県の高圧ガス保安担当部署にお問い合わせ下さい。)
- ② また、貸し出し事業を行う際には、高圧ガス保安法により、
  - 1) 貸出先(利用者)の氏名、住所等を明記した台帳を備えること。(台帳の記載項目については、各都道府県高圧ガス保安担当部署にお問い合わせ下さい。)
  - 2) 外面に使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわが無く、中のガスが漏れていないタンクを使用すること。
  - 3) 貸出先(利用者)に、高圧ガス災害の防止のため必要な事項を周知することが義務づけられています。(具体的な周知事項については、各都道府県高圧ガス保安担当部署にお問い合わせ下さい。また、次ページ以降の「周知文書参考例」を御参照下さい。)

## 2. 自ら充てん所を持ち、自らタンクに充てんして利用者に貸し出す事業を行う場合

上記1.と同様、販売事業の届出・義務履行が必要であることに加え、充てんは高圧ガスの製造になりますので、都道府県知事による高圧ガスの製造の許可が都道府県への製造の届出が必要です。(1日の処理能力が300m<sup>3</sup>以上の場合は許可が必要です。)

### ダイビング高圧ガス安全協会

日本スクーバ協会・スクーバダイビング事業協同組合・Cカード協議会

メール：dhgsa@ocean-beyond.com URL：http://www.ocean-beyond.com/scubasafety/

2009年10月26日付

参 考 見 本  
プリントはB5版で

# 周 知 文 書

スクーバダイビング用圧縮空気



ダイビング高圧ガス安全協会 編

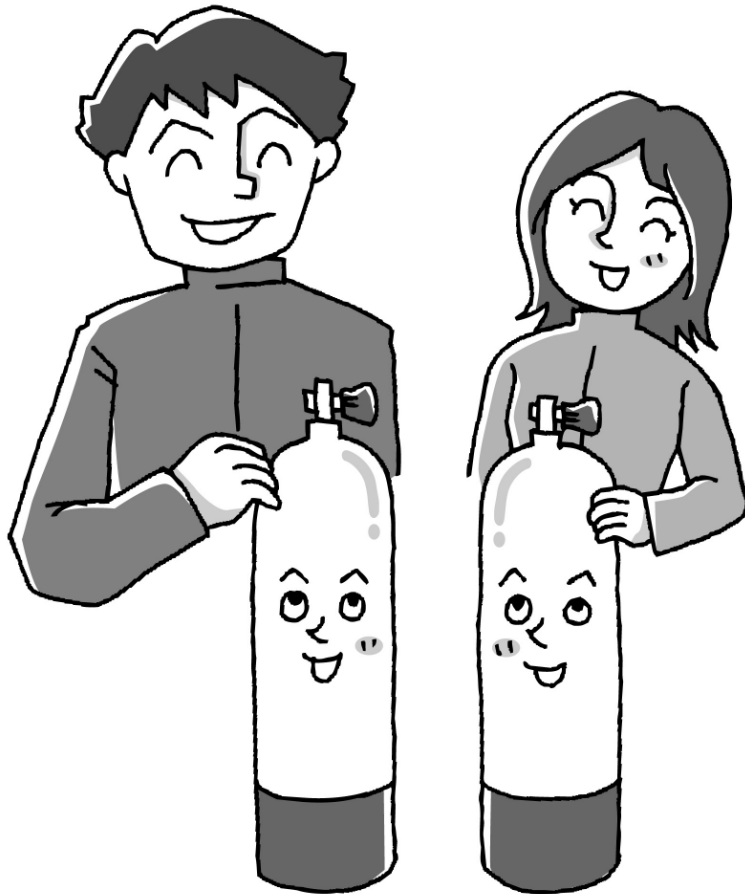
# 周知文書

スクーバダイビング用圧縮空気

## ● 始めに

この書面は「一般高圧ガス保安規則 第39条」の規定に基づいて、ダイバーの方々が安全に楽しくダイビングを楽しんでいただく目的で、スクーバダイビングで使用される高圧ガスの取り扱い方法についてご説明させていただきます。

この文書に記載の内容を遵守し、正しい講習を受け、講習で習った安全ルールを守ることによって、ダイビング活動での危険性を最小限にすることが出来ます。



## ① スクーバダイビングで使用する高圧ガスについて

スクーバダイビングで一般的に使用される高圧ガスは、「圧縮空気」です

この圧縮空気はおもに呼吸用として使用される他、浮力調整具、ドライスーツ等にも供給され使用されます。



### ●圧縮空気ガスの特徴

- 空気は、おおよそ酸素21%、窒素78%、アルゴンなどその他のガス1%から出来ています。
- 空気自体は燃えませんが、支燃性のガスですから、火気を燃え続けさせます。
- 空気中の窒素はダイビング中に体内にとけ込み、減圧症と呼ばれる潜水病を引き起こす原因となります。
- 深度が深くなると呼吸中の窒素が「窒素酔い」という障害を引き起こすことがあります。



## 2 器材の操作・管理・点検について

### ●ダイビング前の点検注意事項

下記の項目を必ず遵守して下さい。

- レギュレータの定期メンテナンスや点検の期限が過ぎていないこと。
- タンクの検査期限が過ぎていないこと。
- タンクに異常な錆などが発生していないこと。
- スクーバ器材を組み立てる時に、器材同士の接続部に髪の毛やチリなどを挟まないように注意すること。
- タンクバルブが軽く操作できること。
- タンクとレギュレータの接続部、その他の各部分から呼吸ガスの漏れがないこと。
- レギュレータ（バックアップレギュレータも）が正常に作動すること。
- タンクに十分な圧力の呼吸用ガスが充てんされていること。
- 浮力調整具、ドライスーツ、残圧計などから漏れが無く、正常に作動すること。

### ●ダイビング中の注意事項

- 呼吸ガスの洩れ、器材の操作バルブの不調などを発見した場合には、**ダイビングを中止して直ちに浮上し、専門家による点検を受けること。**



### ●ダイビング後の注意事項

- 使用後、タンク内の呼吸用ガスを完全に空にせず、**内圧を残しておくこと。**
- すべての器材は使用後に清水で洗い、陰干しを行うこと。



### ③ ダイビング器材を使用する環境と安全のための対策

○スクーバ器材を炎天下に放置しないで下さい。

○タンクは炎天下に放置すると、内部の圧力が上がり危険です。タンクの温度は常に40℃以下に保つよう定められており、直射日光を防ぐため、上にシートを掛けるなどの対策を講じて下さい。万一温度が40℃を越えそうな場合には、水をかける等を行い、温度を下げる措置を講じて下さい。



○スクーバセットは衝撃などを受けないよう置き場所などに注意し、タンクバルブやレギュレータのファーストステージ部などは衝撃に弱いため、特に注意が必要です。

○スクーバタンクを運搬する場合、衝撃に弱いバルブの部分を保護して下さい。

○車両に積載して運搬する場合は、「高圧ガス」の表示を付け、荷崩れを起こさぬように固定し、バルブを進行方向に向けられないような向きで積載して下さい。



○ダイビング器材を火気の近くで使用しないで下さい。  
ダイビング器材近くでの喫煙もしないで下さい。

○万一発火などの事態が生じた場合は、直ちに地域のダイビング事業者連絡して下さい。

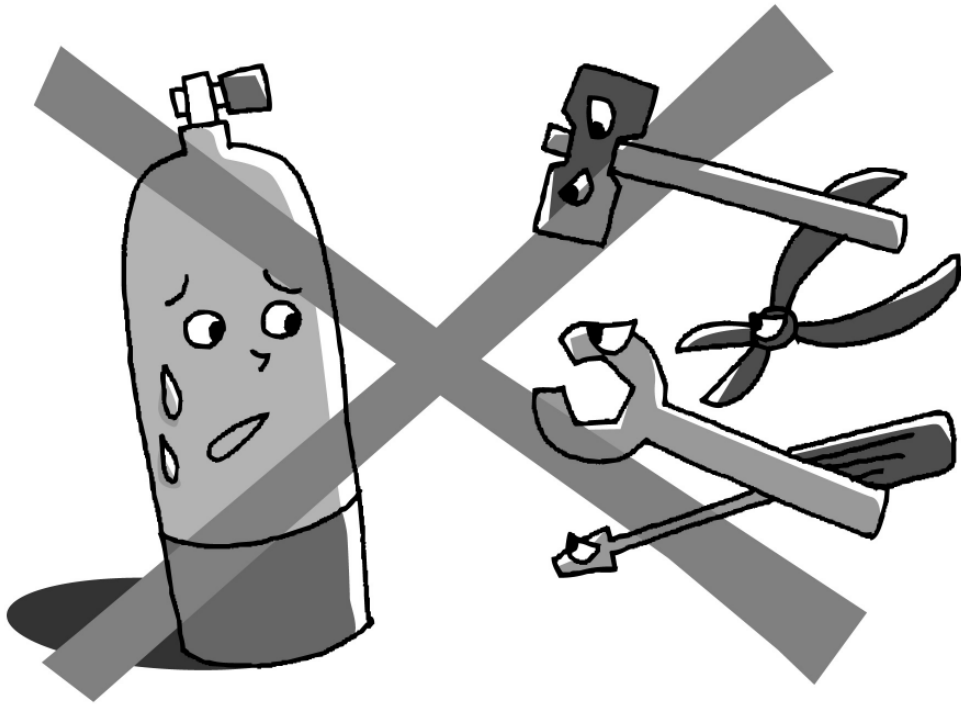
○近くで火災が発生した場合、直ちにスクーバセットを火災現場から遠ざけて下さい。器材の移動が困難な場合は、水などをかけタンクが高温になるのを防ぐような措置を講じて下さい。万一危険と感じる場合は、周囲にも呼びかけた上、現場から至急避難するよう心がけて下さい。



## 4

## 器材の改造、使用する呼吸ガスの変更について

- タンクバルブ、レギュレータ、残圧計、浮力調整具やドライスーツなどのバルブは自分で分解しないで下さい。
- ダイビング器材はメーカーが許容する範囲を超えて勝手に改造しないで下さい。
- 圧縮空気用のダイビング機材は他のガスで使用しないで下さい。
- 年1回は、必ず製造メーカーやメーカー指定の専門会社によるメンテナンスを受けて使用して下さい。



## 5

## 呼吸用ガスの漏れと専門家への連絡について

- 呼吸用ガスの漏れを発見した場合、直ちに使用を中止し専門家による点検を受けて下さい。また、ダイビング中に漏れを発見した場合は直ちにダイビングを中止して下さい。

## ⑥ その他、安全ダイビングのために守っていただきたい事

- ダイビングする場合、そのダイビングの環境（使用器材の種類、深度や海域等）に相当する講習を受講し、認定証（Cカード）の発行を受けてからダイビングを行って下さい。
- 初めての地域や環境でダイビングする場合は、その地域や環境に関する十分な情報を得てからダイビングを行って下さい。
- 減圧不要限界ぎりぎりでのダイビングは避け、余裕のあるダイビング計画を立て、計画通りにダイビングを実行して下さい。



### ※ご注意

本書面で使用したダイビング関係用語及び掲載事項の詳細につきましては、ダイビング指導マニュアル、ダイビング関連書籍等をご参照下さい。



販売店

**ダイビング高圧ガス安全協会**

<http://www.ocean-beyond.com/scubasafety/>

[dhgsa@ocean-beyond.com](mailto:dhgsa@ocean-beyond.com)

オーシャン&ビヨンド 気付

〒141-0031 東京都品川区西五反田7-17-5 宮下ビル

TEL & FAX 03-3491-5244